

[事案 24-89] がん給付金支払請求

・平成 24 年 11 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

契約失効前からがんに罹患していたことを理由として、がん給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 1 月にがん保険に加入（責任開始期は同年 3 月）したが、その後、平成 24 年 3 月に失効した。その間、平成 23 年 5 月から治療を受けていた舌のできものが、24 年 5 月に舌癌であると診断確定されたが、保険会社からは、失効を理由として、がん診断給付金が支払われず、契約の復活もできないと言われた。しかし、舌癌は、失効前から存在していたのであるから、給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

次の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険有効期間中に、約款に定める「がん」の診断確定がなされていない。
- (2) 復活請求前に「がん」の診断確定があるため、契約の復活はできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき、下記のとおり審理した結果、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

1. 給付金の支払請求について

本契約の約款によれば、がん診断給付金の支払事由は「責任開始期…以後の保険期間中に、初めてがんと診断確定されたとき」と規定している。

本契約の保険期間は、責任開始期の平成 21 年 3 月から契約失効前の平成 24 年 2 月末までであり、申立人が癌の診断確定を受けたのは、平成 24 年 5 月であるので、本契約の保険期間中に、がんと診断確定されておらず、診断給付金の支払事由に該当しない。

申立人は、舌癌は保険期間中に存在したと主張しているが、給付金の支払事由は診断確定を必要とするので、がんの存在のみで給付金請求は認められない。

2. 本契約の復活請求について

契約の復活は、保険会社が復活を承諾した場合に認められるが、保険会社は申立人の舌癌を知っており、復活を認めないこととしており、本契約の復活は認められない